

※ 業務廃止後15日以内に届出してください。
覚醒剤原料を所有していない場合も届出は必要となります。

記載例

業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第30条の15第1項の規定により、報告します。

令和〇〇年 ××月 〇〇日

届出日を記載します。

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

東京都中央区銀座〇丁目〇番〇号

届出義務者続柄

法人の場合は登記された本社の所在地、
名称及び代表者の氏名を記載します。

氏名（法人にあつては、名称）

開設者の死亡等により、届出義務者の
代理人が届出を行う場合には続
柄を記載します。

〇〇株式会社

代表取締役 中央 太郎

中央区保健所長

業	態	薬局
業 務 所	所 在 地	中央区築地〇丁目〇番〇号 中央〇〇ビル1階
	名 称	中央〇〇薬局
品	名	数 量
	エフピーOD錠2.5	×錠
報告の事由及びその 事由の発生日	薬局の業務廃止のため 令和〇〇年〇〇月〇〇日	